

令和4年3月30日

お客様各位

日本総合住生活株式会社
代表取締役社長 石渡 廣一

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

謹啓 平素は格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、弊社元従業員が管理組合様の金銭を着服していた不祥事案に関し、弊社は国土交通省関東地方整備局より、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」第81条に基づき、下記のとおり指示処分を受けましたので御報告申し上げます。

弊社は本件事案の把握後速やかに、当該管理組合様に対する御報告とお詫びをするとともに監督官庁である国土交通省に報告いたしました。

また、当該管理組合様の損害については、被害金額確定後、組合員の皆様へ説明会を行い、その被害額について管理組合に弁済をいたしました。

弊社はこの度の処分を厳粛に受け止め、かかる不祥事を二度と起こさないようコンプライアンス強化に向けた業務執行体制等の抜本的な見直しを行い、具体的な再発防止策を策定し継続的に実行し、全従業員のコンプライアンス意識を徹底して強化することを全社を挙げて引き続き取り組んでまいります。

お客様及び関係者の方々に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 処分年月日 令和4年3月30日（水）

2 処分内容 指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。

③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。）を令和4年5月2日までに文書をもって報告すること。また、令和4年9月29日までに当該措置の実施状況を報告すること。

3 処分理由

弊社が管理事務を受託している管理組合において、弊社の元従業員が管理組合財産を着服し、当該管理組合に損害を与えたため

以上

【本件に関するお問合わせ先】

日本総合住生活株式会社 営業部 03-3518-7572

CSR推進部広報課 050-9001-0415（マスコミ関係）

（受付時間 9:00～17:25 土曜日、日曜日及び祝日を除く）